

## 水素海外連携プログラム事業委託業務仕様書

### 1 事業の目的

本県では、知事が会長を務める「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」を 2022 年 2 月に設立するなど、カーボンニュートラルに向けて水素やアンモニアの社会実装を推進している。

水素やアンモニアの社会実装には、法規制など多くの乗り越えるべき課題があり、国内のみにとどまらず、先進的に取り組む諸外国と意見交換・連携することが必要である。

本県は、ドイツの NRW 州、フランスのオーベルニュ・ローヌ・アルプ地域圏、スペインのマドリッド州等との連携の中で、水素関連分野にも取り組んでおり、連携を進めることは本県における水素社会実装の推進に寄与すると考えられる。

そこで本業務では、愛知県と海外地域政府との連携の一環として、海外地域政府関係者との意見交換及び取組の共有のためのプログラムを実施する。

### 2 事業内容

#### (1) 水素関連セミナー

##### ア 内容

連携先の地域間の交流を促進するため、各地域の行政・企業等が登壇するセミナーのイベントを開催する。

- ・県及び海外地域政府関係者とセミナーの内容等について調整すること。
- ・テーマの決定にあたっては、愛知県の、水素やアンモニアの社会実装の現状等を分析し、参加者の課題解決等に資する内容とすること。県と協議の上、必要に応じてヒアリング等を実施することもできる。
- ・同時通訳（日本語及び英語または現地語）の手配をすること。
- ・会場や使用備品（机、いす、パソコン、プロジェクター、スクリーンなど）を確保すること。
- ・オンラインセミナーとして開催の場合は、必要なオンライン会議ツール等を手配すること。
- ・その他、セミナー開催に必要な資材を手配すること。

##### イ 回数

2 回程度

##### ウ 参加者

海外地域政府、県内企業等の関係者（計 50 名程度）を想定。

#### (2) 愛知県等と海外地域政府等との意見交換会

##### ア 内容

連携先の海外地域政府等との打ち合わせを支援する。

- ・必要に応じて逐次通訳（日本語及び英語または現地語）の手配をすること。
- ・オンライン打ち合わせに必要なウェブ会議ツールを手配すること。

イ 回数

3回程度

ウ 参加者

海外地域政府、海外企業、愛知県、県内企業（計10名程度）を想定

#### （4）業務の運営管理

ア 事務局の設置及び運営

本事業運営のための事務局を設置する。（全体の進行管理、参加企業との連絡調整及びサポート）

イ 統括責任者及び運営担当者の設置

本事業運営のため、統括責任者1名、運営担当者1名以上設置する。（統括責任者及び運営担当者の内、少なくとも1名は、日英の言語対応が可能な者とする。）

ウ その他

事業の実施にあたっては、県と密接に連携して取り組む。

#### （5）業務報告書の提出（電子データ及び印刷物3部）

契約最終日までに、県へ報告書を提出し、承諾を得るものとする。報告書には、本事業の開催概要、参加者の情報、写真等を掲載する。

### 3 事業期間

契約締結日から2027年3月31日（水）まで

### 4 その他

- （1）本業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行にあたるものとする。
- （2）業務実施にあたっては、県との十分な連携の上、実施する。
- （3）業務内容については、受託事業者が本仕様書及び企画提案書の内容を遵守することとし、業務の実施にあたっては、県と十分に協議する。
- （4）業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行う。
- （5）製作物（業務報告書等）の著作権は愛知県に帰属する。受託事業者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証する。
- （6）業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱に万全の対策を講じる。
- （7）当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行う。
- （8）当該業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告する。
- （9）受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

- (10) 本業務に関して、疑義が生じた 合及びこの仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて県と受託事業者が協議する。
- (11) 当業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて受託事業者の負担とする。
- (12) 業務内容の変更が必要となった 合は、県と受託事業者との協議の上、契約金額を含めて、契約を変更する